

昭和五三年四月二二五日

●行政法

伊方原発訴訟

阿部泰隆

◆事件の経過

石炭・石油資源の大部分を輸入に頼っているわが国は、原子力発電の推進を国策としている。電力の三分の一は原子力だというテレビ・コマーシャルの宣伝も相当に浸透しており、昭和六二年八月現在で、運転中の商業炉が三二基、建設中が一〇基、計画中が六基ある（後掲高木）。しかし、その安全性にも疑問があり、万一の事故の場合に生ずる被害は想像を絶するものであること、原発抜きでも電力需要をまかなえるとの意見も強いことから、原発反対の主張も相當に有力で、日本のみならず世界各地で強力な反対運動が続けられている。

四国電力株式会社は愛媛県西宇和郡伊方町に原子力発電所を建設すべく、昭和四七年一月二八日に、内閣総理大臣から原子炉等規制法（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律）による原子力発電所の設置の許可を得た。この町でも、賛否が分かれていたが、原発反対派は、これに対して、種々の方法で抵抗を試みた。その一つがこの許可に対する取消訴訟である。この請求は棄却されたが、この伊方原発の一審判決（松山

地判昭和五三・四・二五判時八九一号三八頁）は、わが国最初の原発判決として、これに続く原発訴訟の先例を開いたもので、広く注目され、論争の対象となつた（判タ三六二号、ジュリ六六八号などに特集がある）。

◆事件の意味

法律上の争点としては、①周辺住民に、その許可の取消を求める原告適格があるか、②この許可の手続なり安全審査に手続上の違法はないのか、③この許可処分における安全性の認定は科学上の争いもからむことから、行政の裁量に属するのか、それとも、司法審査が及ぶのか（科学裁判の問題点）、④その他関連事項（温排水、放射性廃棄物の処理等、いわゆるトイレットなきマンショングの問題）において、司法審査はどこまで及ぶのか、などが主要なものである。

①取消訴訟の原告適格は、取消を求めるについて「法律上の利益」を有する者に限定され、それは法律が保護する趣旨を有する場合にのみ認められるというのが判例の解釈である。ところで、原子炉等規制法は、原子炉の利用による災害を防止して公共の安全を図るという目的規定のもとにさ

れた。
③もつとも争点となつたのは、原発の安全性といふ高度の科学技術上の問題について、司法審査はどこまで及ぶかで、伊方の一審判決は、被告の裁量を認めつつ、原子炉は安全と判断したことに相違性のあることは被告が立証すべきであるとした。この判決が実体審査をしたのか、科学裁判をしたものか、それとも、行政の判断を追認したのか、

（一条）「原子炉等による災害の防止」（同法二四条一項四号）を許可基準とするだけである。西ドイツの原子力法一条は「核エネルギーと放射線の有害の影響の危険にたいし生命・健康・財貨を保護する」とうたつていて、周辺住民の生命を保護する趣旨が明確であるが、わが国の法律ではこの点で不明確であるため、判例のとる「法律により保護された利益説」では、はたして周辺住民に原告適格があるかどうかが問題となる。判例は同じようない文言を持つ電気事業法の解釈では原告適格を否定している（伊達バイオライン事件——東京地判昭和五九・六・一三判時一一三八号五六頁）が、本件の判決は、原子炉等規制法における災害の防止という規定は周辺住民を保護していると解している。

②安全審査過程では、とくに原子力委員会における安全審査会の審査手続において、代理出席が多いこと、部会の議事録がないこと、欠席者が多いこと、地盤・地震担当の委員がまったく調査せず、安全審査会委員と通産省の技術顧問会委員とは兼任者が多いなど、多数の問題が指摘されたが、これは許可処分の違法とは結びつかないとさ

リスト

種々争いが生じた。理論的にも、原発の安全性は事実認定の問題で、実質的証拠の法則が定められないかぎり、全面的な司法審査に服するといふ説もあれば、他方で原発裁判は被害者なき未開予測裁判で、現代科学技術の実用可能性と、一国の文明のあり方を裁く文明裁判であるという特色があるとして、これに反論する立場も有力である。この点の詳細については後掲の拙稿（判評三二号「八四頁以下」）を参照されたい。

④放射性廃棄物の処分方法が確立していないので、発電所にはそれを入れたドラム缶が山積みされている。しかし、それも原子炉の設置許可の違法とは関係なしとされ、司法審査の限界を示した。

なお原発関係の資料は従来公開されなかつたが、この裁判を通じて、文書提出命令が活用され（松山地決昭和五〇・五・二四判時七八六号一七頁、高松高決昭和五〇・七・一七判時七八六号三頁、一五頁）、原子力委員会の議事録や四国電力が企業秘密に属するとして提出を拒否してきた文書がある程度公開された。その結果、審査手続のズサンさもかなり暴露され、非難の一因となつた。

❖ 事件の影響・その後

その後、スリーマイル・アイランド（一九七九年）、チエルノブイリ（一九八六年）の原子炉事故があり、西ドイツなどでは原発反対派の勢力が増えているが、わが国は相変わらず、原発推進路線をとっている。司法で違法でないとしたのは、司法

審査権の限界によるものにすぎず、安全という御墨付きを与えたものではないが、推進派は安心して、歯止めなき原発推進を図っている。

しかし、電力の三〇%は原子力というのも、実は原発は建設費は高いが燃料費が安いため可能な限りフル稼動させ、水力や電力は補充的に使用するためであるが、その原子力発電さえ夜間には需要を上まわるので、運転中に短時間に出力を落とす出力調整試験が行われつつある（伊方二号機では昭和六二年一〇月、朝日新聞昭和六二年一〇月二八日、一月四日夕刊（いずれも大阪版））。

また、原発訴訟では、伊方の一審（高松高判昭和五九・一二・一四判時一一三六号三頁）、福島第二原発（福島地判昭和五九・七・二三判時一二四号三四頁）、東海原発一審（水戸地判昭和六〇・六・二五判時一一六四号三頁）の判決が出た。いずれも、ニュアンスはやや異なるも、原告適格を承認しつつ、本案では原子炉の設置許可を適法としている結論には変りはない。

伊方の一審の後にスリーマイル・アイランドの事故があつて、緊急炉心冷却措置（ECCS）が本当に機能するかどうかが、その後の訴訟では争われたが、その事故原因は人為ミスであるとか、それとも原子炉の基本設計のミスではないので、基本設計だけを審査する原子炉の設置許可の違法をもたらさないとして、訴訟の帰趨には関係がないとされた。許可の取消訴訟の限界を示すものである（阿部・判評三二号「八九頁」）。

諸外国でも、原発反対訴訟は多く、一部では執

行停止段階で原告側が勝訴した例も見られるが、最終的に住民が勝訴したケースはなさそうである。同様に司法審査の限界を示すものであろう。

しかし、こうした通常の商業用原子力発電所でさえ安全性に疑問が多いのであるから、まだまだ技術が未発達で研究開発段階にある高速増殖炉となれば、反対が多いのは当然である。わが国では目下福井もんじゅ訴訟が提起されている（「高速増殖炉の恐怖——「もんじゅ」差止訴訟」緑風出版、一九八五年）。法律論としての原告勝訴の可能性は未知数であろうが、訴訟でなければ解明されないことが多いことも指摘しておく必要がある。

さらに、訴訟以前に住民投票などで、原発の設置への賛否を決める手法も各地で問題となつた。著名なのは高知県窪川町の原子力発電所設置についての町民投票に関する条例（ジュリハ〇〇号三〇頁）であるが、これはこの町の政争の原因となりつつ、電力需要の低迷もからんで、目下のところ、原発を阻止している。

<参考文献>

法律論の詳細は阿部「原発訴訟をめぐる法律問題（一）（三・完）」判評三一四、三一八、三二一号を参照されたい。関係文献はこれに多数引用した（三一八号一七二頁）。

その後、チエルノブイリ事故を契機としたものとして、保木本一郎「巨大技術の発達と法的統制の行方」法セミ三八〇号（一九八六年八月号）三〇頁、赤木昭夫「チエルノブイリの放射能」（岩波ブックレット七四号、一九八六年、高木仁三郎「原発事故日本では？」（岩波ブックレット七五号、一九八六年）など参照。